

Title	〔商法二〇四〕融通手形の取得と悪意の抗弁(松江地裁浜田支部昭和四九年三月二〇日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.10 (1980. 10) ,p.67- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19801015-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二〇四〕 融通手形の取得と悪意の抗弁

（松江地裁浜田支部昭和四九年三月二〇日判決）
（昭和四八年の四五号約束手形金請求事件）
判例時報七四二号一〇〇頁

〔判示事項〕

融通手形による金融目的の達成不能が明らかとなつた後に右事情を知りながら手形を取得した者に対しては、融通者は被融通者に対する人的抗弁をもつて對抗できる。

〔参照条文〕

手形法一七条。

〔事実〕

訴外A会社は資金計画が行きづまり、倒産の危機状態となつたため、右危機を乗り切るための緊急策として、Yを含む右会社の取締役および監査役ならびにX会社等取引会社の代表者計六名が、各自額面金二五〇万円の約束手形を振り出してA会社に貸与し、A会社は監査役Bの斡旋により各手形につき割引金をえて当面の危機を乗り切ることとし、一方、A会社は、信用保証協会の保証をえて金融機関より融資をえられ次第手形金を返済し、右各手形の振出人には

迷惑をかけない旨を約束した。右約定によつて振り出された六通の約束手形は、Bによつて各金融機関に割引が依頼されたが、C信用金庫で二通が割引かれた（同金庫にA会社の五〇〇万円の枠がのこつていたため）のみで、あとは割引を拒絶されたため、Bがこれを会社を持ち帰つたところ、X会社の代表取締役Dが自分の力で割引く旨申し述べて残りの四通の約束手形をBから交付を受けた。Dは、右四通の手形のうち三通をA会社に資金を融通したE会社に交付したが、Y振出・受取人欄白地の本件手形一通を手許に留保し、A会社代表取締役Fに電話で「本件手形を預つており、割引いたらA会社のX会社に対する債務の返済にあてる。」旨申し述べ、Fはこれを諒承した。そこで、Dは本件手形の受取人欄にXの商号を補充した上支払期日に支払場所に呈示したが、支払を拒絶された（なお、本件手形は満期前にG銀行において割引かれた旨認定されており、不渡後これによつて買戻されたものとおもわれる）ので、本件訴を提起した。

〔判旨〕

Xの請求棄却。

「本件手形は、資金計画が行きつまり倒産の危機状態にあつたA会社を救うため、その緊急策として振出された融通手形であるから、これを割引いてA会社の資金として使用するのが融通の目的であるところ、本件手形はBの努力にもかかわらず割引いて貰うことができず、結局A会社の資金獲得の目的を遂げず前記融通目的を達しなかつたものであるから、A会社としては直ちに融通者に返還すべきものであつた。

しかるにX会社代表取締役Dは右事情を熟知しながら、ほしいままに、割引目的で預つた本件手形をA会社のXに対する債務の決済のため取得したものとわざるを得ないから、融通者たるYは被融通者たるA会社に対する人的抗弁をもつて、悪意の転得者たるXに對抗しうるものといふべく、従つてYはXに対し本件手形の支払義務はないといふべきである。

Xは融通手形の抗弁は被融通者であるA会社に対して主張しうるに止り第三者であるXに對抗することはできないといふが、本件は第三者が単に融通手形であることを知つて手形を割引いた場合とは異り、前記のとおり特段の事情の存する場合であるから、Xの右主張は失当である。」

「かりに然らずとしても、前記認定のとおりX会社代表取締役Dは本件手形を振出した事情、特約等を熟知し、かつ本件手形を割引いてA会社のため資金を獲得することを提議してこれを預りなが

ら、ほしいままにA会社のXに対する債務の決済のため取得し、これを割引いてXのため使用し、不渡となるや本訴提起に及んだものであつて、XのYに対する本件手形金の請求は信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたり許されないものといわざるを得ない。」

〔研究〕

融通手形においては、融通者たる手形債務者は、被融通者からの手形金請求に対しては、それが融通手形であることをもつて抗弁することができる。このことを「融通手形の抗弁」とよび、人的抗弁の一種としてとらえることが一般的におこなわれている。このようならえ方にあつては、その手形が融通手形であるということ、いかえれば、それが、融通契約にもとづいて交付されたものであるということが、融通契約当事者間の人的抗弁事由と解されることになるわけである。

ところで、融通手形が割り引かれ、実際に融通目的が達成される際には、割引人においてそれが融通手形であることを知つてなされる場合が多い。この場合に、もし融通手形の抗弁が手形法一七条にいう人的抗弁に含まれるものであり、かつ融通契約それ自身が抗弁事由であるものとすれば、手形法一七条但書のいわゆる悪意の抗弁によつて割引人は融通者に対して手形金の請求ができなくなるのではないかという問題を生ずる。

もともと、融通者は、割引人に対して手形債務を負担することによつて被融通者に信用を供与しているものであるから、右の場合に、融通者が割引人に対して悪意の抗弁を主張することを認めるこ

とはできない。この結論自体については、判例・学説が一致して認めるところである（大判昭和二年四月二日新聞二八三三号一七頁、最判昭和三四年七月一日日民集一三卷七号九七八頁、伊沢・手形法小切手法二二頁、田中誠・手形小切手法詳論上卷二五二頁、高島・手形法小切手法一五〇頁等）。

問題はその理由づけであるが、多数説は、融通契約の存在自体を人的抗弁事由と解した上で、これを手形の譲受人に引きつがれることのない「生来的人的抗弁」としてとらえるものようである。この立場によれば、結局、融通手形の抗弁は融通者・被融通者間で主張しうるといふ意味で「人的抗弁」とよばれるだけであつて、手形法一七条に定められている人的抗弁とは別種の特種な抗弁としてとらえられていることになる。

ただし、融通手形をこのように生来的な人的抗弁としてとらえる立場にあつても、すでに融通契約当事者間で手形を融通目的に利用してはならないという事情が生じていることを知りながら手形を取得した者や、あるいは、融通以外の目的で手形を取得した者（例えば悪意で手形の贈与を受けた者）については、融通手形の振出人に対するその者の権利行使を認めることはできないものと解さなければならぬであろう。なぜなら、融通手形の抗弁を生来的人的抗弁としてとらえるということは、融通者の手形振出における実質的な意思が、手形を割引く者すべてに対して手形債務を負担するというところにあることを根拠とするものであらうから、すでに実質的な融通目的が消滅したことすなわちそのような意思が当事者間で撤回さ

れていること、または、実質的な融通目的に反するということを知りながら手形を取得する者については、これを保護すべきいわれはないからである。

融通手形の抗弁を生来的人的抗弁としてとらえる多数説の立場では、右の場合の取得者に対して、融通手形の振出人はいわゆる一般悪意の抗弁をもつて対抗しうるものとされている（大隅・法律時報三四卷一〇号七七頁、河本・民商法雑誌三六卷四号五五頁等）。しかしながら、融通手形の抗弁を生来的人的抗弁としてとらえた上で、特別な事情がある場合に一般条項としての一般悪意の抗弁を認めるといふことには、以下のような問題点があるものと考えられる。すなわち、それは、一方において、融通手形振出人の実質的意思を、手形を割引く第三者に対してはいかなる事情があらうとも債務を負担するところにあるものとして固定的にとらえることになり、実際の当事者の意思に反することになるとともに、他方において、右の抗弁をもつて対抗される取得者の要件を不明確化することになるという点である。

むしろ、融通契約の当事者の意思の実態に即して考えれば、いわゆる融通手形の抗弁とよばれるものは、決して生来的人的抗弁ではなくて、融通目的という当事者間の実質関係によつて限定される通常の——手形法一七条にいう——人的抗弁と解すべきものではなからうか。いわゆる融通手形の抗弁を生来的人的抗弁としてとらえることは、ほんらい個々の当事者間の具体的な実質関係の問題であるべき人的抗弁を、無用に定型化するもののように筆者にはおもえ

る。そして、そのような定型化の根拠となつてゐるのは、融通手形であることそれ自体を抗弁事由としてとらえることである。しかし、融通契約の当事者の意思の実態に即して考えてみると、振り出された手形が融通手形であるということは、それ自体としてはなんら抗弁事由ではない。すなわち、融通手形にあつては、融通者の被融通者に対する信用供与という経済的行為が、手形行為の原因関係となつてゐる。したがつて、融通手形であるということだけでは、原因関係においてなんら欠けるところはない。融通手形においては、直接当事者間では権利行使が認められないことは当然であるが、実は、被融通者自身が満期まで手形を所持し、これを融通者に對して請求するというときは、その時点で融通目的は消滅し、与信行為は撤回されており、結局原因関係が消滅するに至つてゐるからにはかならない。したがつて、融通手形における眞の抗弁事由は、融通目的の達成不能による原因関係の不存在ということである。

かりに融通手形として振り出された場合であつても、満期前に被融通者が融通者に手形資金を供給していたときは、被融通者は融通者に対して手形金の請求をすることが認められるべきであらう。このことは、融通手形の抗弁といわれるものが、原因関係の消滅の一点にかかつてゐることをあきらかに物語るもののようにおもわれ

る。このように解した場合には、融通者の信用供与があるかぎり、割引人からの請求に対して、融通者はなんの抗弁事由をも有しない。これに対して、融通目的が達成不能となり、当事者間の与信行為が

撤回され、原因関係が消滅するに至つたときは、そのことが被融通者に対する人的抗弁となるから、この点につき悪意である取得者は、手形法一七条但書によつて抗弁制限の保護を受けることができなないということになる。要するに、融通手形の取者得が融通者から抗弁せられるか否かは、融通目的の達成不能による原因関係の不存在につき悪意であるか否かを要件として定められるべきものである。

これを本件で見ると、所持人X会社が本件手形を取得したのは、同会社の代表取締役Dが自分の力で割引く旨申し述べてBから交付を受けたものであり、この時点で、本件手形振出の原因である融通目的が達成不能となつてゐたか否かは明確に認定されてはいない。Dが交付を受けた手形四通は、結局、A会社の債権者たるE会社およびX会社に対して、それぞれ債務の弁済のために交付されてゐるわけであるが、これが融通目的の達成不能後に、その事実につき悪意の者によつて取得されたといわなければならない。その旨の事実認定が必要であつたものといわなければならない。

本判決の第二次的判旨は、融通手形の取得者に対する悪意の抗弁が成立しない場合を仮定して、権利濫用の抗弁を認めるものである。もし、A会社からDへの本件手形交付が、A会社が割引金を現実に取得することを目的とし、X会社への債務の弁済に利用することを禁ずる趣旨でおこなわれたものとすれば、結局Dは割引金をA会社に交付しなかつたのであるから、AからXへの手形の交付には人的抗弁事由が存在することになる。これを振出人たるYに対する

関係でいわゆる後者の抗弁にあたるものとしてとらえれば、最高裁はこの場合に権利濫用の抗弁を認めている（最判昭和四三年二月二五日民集二卷一三号三五四八頁）。一方、このような場合には、YからAへの融通手形振出の目的も達成不能になつたものと考えれば、いわゆる二重無権の抗弁として、YはAに対する抗弁をもつてXに

対抗しうることになる（最判昭和四五年七月二六日民集二卷七号一〇七七頁）。この場合悪意の抗弁との相違は、Dがその手形取得時において抗弁事由につき悪意ではなかつた点にある。

倉沢 康一郎